

預金債権差押処分の取消しを求める訴えの利益が否定された事例

- 【文献種別】 判決／大阪高等裁判所
【裁判年月日】 令和5年5月11日
【事件番号】 令和4年（行コ）第161号
【事件名】 裁決取消等差押処分取消請求控訴事件
【裁判結果】 原判決一部取消、一部棄却
【参照法令】 行政事件訴訟法9条
【掲載誌】 裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25573402

島根県立大学教授 岩本浩史

事実の概要

Y市長は、大阪府内の土地及び建物（以下「本件土地等」という。）の固定資産税及び都市計画税並びにその延滞金につき滞納があるとして、令和3年5月19日付けで、XがA銀行に対して有する預金の払戻請求権47万4595円のうち38万6800円（以下「本件預金債権」という。）を差し押さえる本件差押処分をした。

これに対し、Xは、同年7月15日、Y市長に対し、同処分の取消しを求める審査請求をし、同年11月12日、本件預金債権の一部取立てと（差押処分の）一部解除を至急行うことを要望した。Y市長は、同年11月15日、本件預金債権のうち17万9700円を取り立て、これを平成23年度分から平成27年度分までの本件土地等に係る固定資産税等（合計17万9700円。以下「本件固定資産税等」という。）に充当し、その余の20万7100円について本件差押処分を解除した。

その後、Y市長は、令和4年1月28日、本件預金債権の一部取立て及び本件差押処分の一部解除がされたことを理由に、Xの審査請求を却下する旨の本件却下裁決をした。

Xは、本件固定資産税等は本件差押処分の時点で5年の時効により消滅しており、本件差押処分及び本件却下裁決は違法であると主張して、本件差押処分と本件却下裁決の取消しを求めるとともに、国家賠償法1条1項に基づく賠償を求めて出訴した。

一審判決（大阪地判令4・11・24裁判所ウェブサ

イト）は、本件差押処分の取消しの訴えについて、本件差押処分のうち差押を解除した部分（本件解除部分）については取消しを求める訴えの利益はないとして却下したが、取り立てた部分（本件取立部分）については訴えの利益を認めた。また本件却下裁決の取消しの訴えについても訴えの利益を認めた。その上で、本件差押処分にXの主張する違法事由はなく、その他にこれを違法とすべき事情も見当たらないから、本件差押処分は適法であるとして、本件差押処分（本件取立部分）及び本件却下裁決の取消しを求める請求を棄却した。国家賠償についても同様に請求を棄却した。そこでXが控訴した。

判決の要旨

「行政事件訴訟法9条1項は、処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴えは、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者（処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなった後においてもなお処分又は裁決の取消しによって回復すべき法律上の利益を有する者を含む。）に限り、提起することができる旨規定する。」

「地方税法373条7項は、固定資産税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例によることとされ（都市計画税については、地方税法702条の8第1項により、固定資産税の規定が準用されている。）、具体的には、債権の差押えは、第三債務者に対す

る債権差押通知書の送達により行われ、その送達時に差押えの効力（弁済禁止効・処分禁止効）が生じ、徴収職員は、差し押さえた債権の取立てをすることができ、金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押えに係る固定資産税等を徴収したものとみなすこととされている（国税徴収法 62 条 1 項ないし 3 項、67 条 1 項、3 項）。これらの規定に鑑みれば、債権差押処分は、差し押さえた債権の取立てを行うことにより、その目的を達し、その法的効果が消滅するものと解される。そして、その後、債権差押処分が取り消されたとしても、差し押さえられた債権が復活すると解すべき規定や根拠はなく、債権差押処分がされたことを理由として滞納者に不利益を課す法律上の規定も存在しない（なお、債権差押処分の効果は、上記のとおりであって、これを超えて、課税主体に対し、滞納者との関係において、取立てにより税を徴収したものとみなされた金員を保持する権限を与えるものではないと解されるから、債権差押処分が違法であると主張する者は、債権差押処分の取消しを要することなく、直接に不当利得返還請求又は国家賠償請求を行うことができる）と解される。）。

そうすると、取立てにより債権差押処分の効果がなくなった後においては、債権差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は存在しないものというべきである。」

以上のように述べて、本件取立部分について訴えの利益を否定した。なお、本件解除部分については、一審判決と同様に訴えの利益を否定した。また、原処分を取り消す訴えの利益が失われた場合、裁決の取消しを求める訴えの利益も失われるとして、本件却下裁決についても訴えの利益を否定した。国家賠償請求については一審判決と同様、理由がないと判断した。

判例の解説

一 一審判決の論理

本解説は、滞納処分としての差押処分の取消しを求める訴えの利益（訴えの客観的利益、狭義の訴えの利益）の問題を中心に扱う。この問題が争点となった先例は複数存在し、訴えの利益を否定した本判決はおそらくその多数派に属するものと思われるが、本件一審判決のように訴えの利益を認

めた先例も少数ながら存在する¹⁾。

預金債権の差押処分がなされた後、取立てが行われる前であれば、処分を取り消すことで差押処分がなされる前の状態に戻り、自由に預金を引き出せるという実益があるから、訴えの利益が存在することは疑いない。

問題は、差し押さえられた預金債権の取立て、配当が終了した段階での訴えの利益の存否である。この段階では、もっぱら徴収された金銭の返還が訴えを継続する目的となろう。本件一審判決は、この段階での訴えの利益を認めた。以下、判示部分を引用する。

「地方税法 373 条 7 項が準用する国税徴収法 67 条 1 項は、『徴収職員は、差し押えた債権の取立てをすることができる。』と規定しており、その文言によれば、固定資産税の滞納に係る徴税吏員による債権の取立権限（取立権限の取得と行使）は、債権差押処分が有効なものとして存在することを前提とするものと解される。

そうすると、差し押さえられた債権の取立てが完了した場合（その後の配当処分や充当が完了した場合も含む。）であっても、その前提である債権差押処分が取り消された場合には、徴税吏員による債権の取立ては、遡及的にその前提を欠くことになり、当該市町村は、取立権限（第三債務者からの弁済の受領権限）なく行われた取立てに基づいて金銭を保持していることとなるから、滞納者は、当該金銭を保持する市町村に対し、法律上の原因なく利益を受けているものとして、民法 703 条に基づく不当利得返還請求をすることができると解するのが相当である。」

したがって、「本件取立部分（本件差押処分のうち取り立てられた 17 万 9700 円の部分）については、その効果が消滅した後においてもなお原告にその取消しによって回復すべき法律上の利益があるというべきであるから、行政事件訴訟法 9 条 1 項かっこ書により、原告は、本件取立部分の取消しを求める訴えの利益を有すると解するのが相当である。」

このように、差押処分が取り消されれば、不当利得返還請求権を行使できることを理由に、訴えの利益を認めている。

二 本判決の論理

これに対し、本判決は、訴えの利益を否定した。

その論拠として以下の4点が挙げられている。

①債権の差押処分が取り消されたとしても、差し押さえられた債権が復活すると解すべき規定や根拠はないこと、②差押処分がされたことを理由として滞納者に不利益を課す法律上の規定は存在しないこと、③差押処分は、課税主体に対し、滞納者との関係において、取立てにより税を徴収したものとみなされた金員を保持する権限を与えるものではないこと、④差押処分が違法であると主張する者は、差押処分の取消しを要することなく、直接に不当利得返還請求を行うことができること。

②の判示は、差押処分に、本来の法効果（弁済禁止効・処分禁止効）とは別に、滞納者に不利益となる派生的な効果があるならば、それを予防又は除去することも訴訟の目的となりうるので、それを否定する判示であると解される。

以上をまとめると、本判決は、差押処分の本来の法効果の消滅後は、(ア) 差押処分を取り消しても訴えの目的を達成できるとは限らないこと(①、②)、(イ) 差押処分を取り消さなくても、訴えの目的を達成できること(差押処分が目的を達成するための法的障害にならないこと)(③、④)という2つの理由から、訴えの利益を否定したものと整理することができる。

なお、④について、本判決は、国家賠償請求の可能性も挙げているが、これは理由付けとして不適切であると思われる。金銭の返還と賠償は趣旨が異なること、国家賠償では加害行為と相当因果関係のある損害が対象となるから、精神的苦痛など、徴収された金額を超える損害を請求しうること、他方で、国家賠償請求については故意又は過失の存在が要求されること(実際、不当利得返還請求は認められたが、過失がなかったことを理由に国家賠償請求は斥けられた事例も存在する²⁾)等を考慮すると、別途賠償請求が可能であることを取消訴訟の訴えの利益を否定する根拠として持ち出すべきではないと考える。したがって、ここでは、もっぱら不当利得返還請求のみを取り上げる。

三 本件差押処分は、不当利得返還請求の法的障害となるか

便宜上、先に(イ)の理由付けについて検討する。まず、仮に、有効な差押処分は、違法であっても、その後の手続によって徴収された金員につき「法

律上の原因」となり、不当利得返還請求は許容されないのだとすれば、差押処分を取り消す実益があることになる。④の判示は、これを否定するものである。

これに対し、本件一審判決は、「行政処分は無効であるか又は取り消されない限り有効なものとして取り扱われるのであるから、単に債権差押処分が違法であるというだけでは、取立権限(弁済の受領権限)が失われて法律上の原因を欠くことにはならず、不当利得返還請求権を行使することはできないのではないかという疑問があり、その点の疑問を払しょくすることができない。」と述べており、有効な差押処分は、不当利得返還請求権の行使の法的障害になるという立場に立つ³⁾。

しかし、本判決を含む多くの裁判例は、差押処分が有効であっても、違法であれば不当利得返還請求権を行使できるという見解を示す⁴⁾。

これは、民法703条における「法律上の原因」をどのように解するかという解釈問題である。すなわち、差押処分を取り消すことによって初めて「法律上の原因を欠く利益」となるのか、それとも、差押処分を取り消さなくても、徴収してはならない金員を取得したことをもって「法律上の原因を欠く利益」に当たると解するのか、という問題である。

結論をいえば、いずれの解釈も成立するように思われる。行政法研究者にとっては、違法であっても有効な行政処分による以上は「法律上の原因」のある利得である(不当利得にはならない)という解釈の方がなじみやすいようにも思われるが、本判決が採る解釈も市民の権利保護にとっては歓迎すべきものであり、異を唱えるものではない⁵⁾。

次に、不当利得返還請求権の行使が、差押処分の法効果を否定する場合には、行政行為の公定力(取消訴訟の排他的管轄)により、差押処分が無効でない限り、返還請求は認められないことになる。この場合も、差押処分が不当利得返還請求の法的障害となるため、取り消す実益がある。これに対して、不当利得返還請求権の行使が、差押処分の法効果を否定しない場合には、公定力が及ばないため、差押処分の取消しを経ることなく返還請求が可能である。

これは、差押処分の法効果に着目するものであるが、この点に関わるのが③「差押処分は、徴収した金員を保持する権限を与えるものではない」

という判示であろう。すなわち、不当利得返還請求が差押処分の本来の法効果（弁済禁止効・処分禁止効）を否定するものではないことを自明視した上で、差押処分が金員保持という法効果を持たない以上は、金員の返還は差押処分の法効果と抵触しないことを確認する判示であると思われる。

なお、「金員を保持する権限を与えるものではない」という評価は、差押処分のみならず、滞納処分全体に当てはまるものと解される。滞納処分は「徴収」（金員の取得）のための措置であり、徴収された金員の「保持」は別問題である。したがって、本件では配当処分の取消訴訟は提起されていないが、本判決の論理に従えば、不当利得の返還は、配当処分の法効果を否定するものでもないことになろう。

四 本件差押処分を取り消すことにより、訴訟の目的を達成することができるか

本件一審判決は、差押処分を取り消すことにより、不当利得返還請求権の行使が可能になることを理由に、訴えの利益を肯定した。これに対し、本判決は、差押処分を取り消さなくても、不当利得返還請求が可能であるとした（④の判示）。

ところで、それとは別に、本判決は①「債権差押処分が取り消されたとしても、差し押さえられた債権が復活すると解すべき規定や根拠はないこと」という論拠を挙げている。この判示の意味するところは、文字通り捉えるならば、「預金債権という形で復活するわけではない」という趣旨であろう。差押処分が取り消されても、徴収された金銭は返還されないという意味ではないはずである。取消しの遡及効によるものとするか、取消判決の拘束力にその根拠を求めるかという問題はあるにせよ、差押処分が取り消されれば不当利得返還請求権が生じることは疑いない。しかし、それを取り消すまでもなく不当利得返還請求権が発生している場合は、既に発生している権利を再度発生させることはできないから、取消しを求める訴えの利益はないとするのが本判決の論理の主眼であろう。

もっとも、法的には差押処分を取り消すまでもなく不当利得返還請求権が発生しているとしても、差押処分を取り消すことに全く意味がないわけではない。というのは、差押処分が取り消されれば、不当利得返還請求権を行使しなくても、行

政側から自発的に金銭が返還されることが期待できるからである。つまり、再度訴訟を起こす必要がなくなるのであって、このような出訴負担の軽減は、事実上は大きなメリットであるが、これをもって訴えの利益を肯定することは難しいかもしれない。また、差押処分の取消訴訟と不当利得返還請求訴訟を同時に提起した場合は、このメリットは生じない。

なお、Xは控訴審において、「本件差押処分により、信用調査機関のブラックリストに載り、カードが停止になったもので、本件には、信用を回復するという利益がある」という新たな主張を行った。これは、信用の回復を訴訟の目的として追加するものである。

これに対し、本判決は、当該利益は「処分の法的効果によるものとみることは困難であり、事実上の効果にすぎないものである」としてこの主張を斥けた。これは、②の「差押処分がされたことを理由として滞納者に不利益を課す法律上の規定は存在しないこと」という判示に対応している。

これは、訴えの利益というよりむしろ、原告適格の問題であると思われる。法律上保護された利益説の下で、信用の利益が原告適格を根拠づける利益とはいえないと判断されたものと解される。

●—注

- 1) 訴えの利益を認めたものとして、大津地判平 31・2・7 判タ 1470 号 41 頁。否定したものとして、広島高松江支判平 25・11・27 判自 387 号 25 頁、前橋地判平 30・1・31 判時 2373 号 21 頁、大阪高判令元・9・26 判タ 1470 号 31 頁（大津地判平 31・2・7 の控訴審判決）。
- 2) 前掲広島高松江支判平 25・11・27、大阪高判令元・9・26。
- 3) 他に同様の立場に立つものとして、前掲大津地判平 31・2・7。
- 4) 注 1) に掲げた訴えの利益を否定した裁判例はすべてこの立場である。
- 5) なお、救済手段として、不当利得返還請求より取消訴訟を優先すべきという見解もある。前掲大津地判平 31・2・7 及び大阪高判令元・9・26 の評釈である石森久広・行政法研究 38 号（2021 年）133 頁（「処分の違法は取消訴訟で争うのが原則であり、当然無効でもない限り、理屈の上では、不当利得返還請求は、取消訴訟に係る訴えの利益が消滅してからの話である。」）。